

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年11月4日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主復水器細管洗浄装置制御盤防滴カバーの中央部に雨漏れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	1号機	変圧器防災装置エリア排水ポンプのレベルスイッチに動作不良が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
3	3号機	超高圧開閉所碍子洗浄水タンク廻り配管凍結防止用ヒータの絶縁抵抗値に低下が認められたため、当該ヒータを点検・修理	D	
4	3号機	非常用ディーゼル発電機（B）冷却水加熱器出口温度指示計に指示値不良が認められたため、当該指示計を交換	D	
5	4号機	非常用ディーゼル発電機制御盤点検において、盤内抵抗器に外皮剥離及び端子部変色が認められたため、当該抵抗器を交換	D	
6	4号機	定期事業者検査（制御棒駆動機構機能検査）において、制御棒（50-27）の挿入時間に判定値外れが認められたため、当該制御棒の駆動機構を点検・調整	D	
7	4号機	発電電力量（給電指令所用）テレメータの送信が給電司令所への連絡無しで送信が停止していたことが認められたため、対応検討	C	
8	5号機	定期事業者検査（タービン機械式過速度トリップ検査及び主要弁作動検査）において、検査が判定基準を満足していることを確認後、検査後の復旧確認をしたところ、タービン電気油圧式制御油ポンプ（B）に過負荷トリップの警報発生が認められたため、当該ポンプ設備を点検。当該事象は、再現性が無く異常のないことを確認したため、検査を完了	D	
9	5号機	取水設備スクリーン洗浄装置渦巻きストレーナ（B）の自動ベント弁にピンホール（4箇所）が認められたため、当該ベント弁を点検・修理	D	
10	6号機	所内ボイラ（B）脱気器用空気抜き配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
11	6号機	所内ボイラ蒸気溜蒸気の大気放出弁（2次弁）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
12	集中環境施設	雑固体焼却炉軽油供給ポンプ（A）出口圧力計の点検において、圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	集中環境施設	重油移送ポンプストレナ入口圧力計の点検において、内部ブルドン管の変形により指針に動作不良が認められたため、当該圧力計を交換	D	
14	その他	原子炉格納容器内における作業において、警報付個人線量計より警報音が鳴ったので、表示された線量値を確認したところ、計数異常(0.00mSv)が認められたため、当該作業者の被ばく線量を評価し、当該線量計を点検・修理	C	
15	その他	使用済燃料共用プール設備の使用済燃料キャスク搬出入エリア天井クレーンの横行用電動機の点検において、軸受部の軸径管理値外れが認められたため、当該部を修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで